

標題

日本籍船舶のディーゼル機関の燃料噴射ポンプと燃料噴射装置の間の高圧燃料油管及び燃料油管の火災対策について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0527
発行日 2003年5月26日

各位

既にClassNKテクニカル・インフォメーションNo. TEC-0444でお知らせしておりますように、1998年7月1日に発効した、SOLAS条約第II-2章第15規則(74 SOLAS 94 Amendment)により、1998年7月1日以前に建造された(1998年7月1日以前にキールが据え付けられたまたはこれと同等の建造段階にあった)、総トン数500トン以上の国際航海に従事する船舶(第I章第3規則(a)に規定されている船舶は適用外)には、2003年7月1日までに火災対策が求められております。また、該当船舶のサーベイスステータスに、"Oil Fuel Arrangement"に関するNoteが、未だ残っている場合は、以下を参照の上、大至急ご対応願います。

1. ディーゼル機関の高圧燃料ポンプと燃料噴射弁の間の高圧燃料油管について(II-2.15 規則(9))
 - (1) 関連規則は、該当船舶に設置されているすべてのディーゼル機関(主機、発電機用機関、非常用発電機用機関、非常用消火ポンプ用機関、スラスタ用機関等を含む。ただし、救命艇用機関は除く)に適用します。
 - (2) 新たに高圧燃料油管の被覆装置、警報装置を設置した場合は、弊会の承認が必要ですので、関連図面を弊会機関部宛ご提出願います。
 - (3) 該当船舶に設置されている機関が、関連規則に適合しているかどうかを確認したい場合は、機関の要目(型式、製造者等)を確認の上、弊会機関部または検査技術部にお問い合わせ下さい。
 - (4) 工事完了後、弊会検査員の確認検査が要求されます。
2. 燃料油、潤滑油その他の可燃性油管中に使用されるフランジ継手及び特殊継手(ねじ込み式継手、くい込み式継手等)からの燃料油漏洩及び飛散の防止について(II-2.15 規則(11))

関連図面の提出は、特に必要ありませんが、工事完了後、弊会検査員の確認検査が要求されます。
3. 表面温度が220°Cを超える機関に対する有効な被覆について(II-2.15 規則(10))

関連図面の提出は、特に必要ありませんが、工事完了後、弊会検査員の確認検査が要求されます。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

以上 1. 2. 3.のすべての工事が完了しましたら、2003 年 7 月 1 日までに確認検査の準備をしていただき、検査申請書を弊社支部・事務所へご提出下さい。検査結果が良好であれば、立会検査員が、当該 Note を削除し、船級検査報告書に"Information"として、確認検査を実施した旨記述致します。なお、本件は、船級規則にも取り込まれており、また、船級検査項目となっております。万が一、指定日を過ぎても、確認検査が完了していないために当該 Note が残っている場合は、船級維持とはみなされなくなりますので、ご注意願います。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 検査技術部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2027 / 2028

Fax: 03-5226-2029

E-mail: svd@classnk.or.jp